

分類	総務法務 関連	規程名	反社会的勢力排除規程	主管部署	人事企画部
				制定日	2020年4月1日

反社会的勢力排除規程

(目的)

第1条 この規程は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）等を踏まえ、セレンディップ・コンサルティング株式会社（以下、「当社」という。）における反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他対応に関する事項を定めることにより、当社における反社会的勢力による被害を防止するとともに、当社の社会的責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団または暴力団員の一定の統制の下にあつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下「準構成員」という。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が実施的に経営する企業であつて暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力し、もしくは関与するものまたは業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（上記に掲げる者以外の者であつて、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）

分類	総務法務 関連	規程名	反社会的勢力排除規程	主管部署	人事企画部
				制定日	2020年4月1日

- (8) 前各号の一の団体、構成員または個人と関係を有することを示唆して要求を行うことにより経済的利益を追求する団体または個人
- (9) その他前各号に準ずる団体または個人

(基本原則)

第3条 当社は、当社の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求には一切応じないものとする。

2 当社は、反社会的勢力からの不当要求に対し、民事および刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切応じないものとする。

3 当社は、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築し、国および地方公共団体が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 当社は、前各項に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する役員および従業員等の安全を確保するものとする。

(対応部署)

第4条 当社は、人事企画部を反社会的勢力対応部署（以下「対応部署」という。）とする。

2 対応部署は、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積、当社内の体制整備、研修の実施、外部関係機関との連携等を行い、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を支援する。

(契約の事前確認等)

第5条 当社は、当社を当事者とする契約を締結しようとするときは、当該契約の相手方と、原則として、契約書に次の各号の規定を設けることとする。

- (1) 契約の相手方による当該契約の履行にあたり、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを求める条項
- (2) 契約締結後に、契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合ならびに反社会的勢力が直接または間接的に契約相手方を支配するに至った場合には、契約を解除できる条項
- (3) 前二号の規定に基づく契約解除の条項により当社が契約を解除した場合、契約の相手方に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない条項

2 役員および従業員等は、事前の確認の過程で当該契約の相手方の属性に疑義があると判断するときには、各所属長を通じて、対応部署長に報告する。その場合において、対応部署長が必要と判断する場合には警察等への照会を行う。

3 当社は、前二項の規定による確認により契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、契約を締結してはならない。

分類	総務法務 関連	規程名	反社会的勢力排除規程	主管部署	人事企画部
				制定日	2020年4月1日

(契約の解除)

第6条 当社は、当社を当事者とする契約の締結後に契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合または自らもしくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められるときは、当該契約を解除することを原則とする。なお、契約の解除に当たり、対応部署長は、必要に応じて弁護士等の外部専門機関と十分に協議し、対応を行うものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた要求行為
- (3) 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(不当要求への対応)

第7条 当社は、反社会的勢力による不当要求への対応に当たっては、役員および従業員等の安全を最優先し、組織的に対応するものとする。

2 反社会的勢力による不当要求を受けた場合、従業員は各所属長を通じて、対応部署長に当該不当要求について直ちに報告しなければならない。

3 対応部署長は、前項の報告を受けた場合、担当役員へ直ちに報告するとともに必要に応じて警察等へ通報するものとする。

4 前項の報告を受けた担当役員は、事案の重要性等に応じ、速やか代表取締役役に報告する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(反社会的勢力排除に関する基本方針)

第9条 当社は、この規程の目的を達成する手段の1つとして、取締役会の決議を経て、反社会的勢力排除に関する基本方針を定める。

2 前項の基本方針はポスター、ホームページ等の方法により当社の内外で随時人の目に触れ、閲覧できるような措置をとる。

3 基本方針は別紙のとおりとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、人事企画部長が起案し、代表取締役の決定による。

分類	総務法務 関連	規程名	反社会的勢力排除規程	主管部署	人事企画部
				制定日	2020年4月1日

付則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。
この規程は、2019年10月1日から改訂施行する。
この規程は、2020年4月1日から改定施行する。